

6 外国送金を行っていますか(予定していますか)。 ➔ いいえ はい はい選択時のみ 以下項目を記入

【お金を送金する場合(仕向送金)】

送金目的	<input type="checkbox"/> ご家族への送金	<input type="checkbox"/> 学資支払	<input type="checkbox"/> 海外での資金運用	<input type="checkbox"/> 商品購入代金支払	<input type="checkbox"/> その他()
送金頻度	<input type="checkbox"/> 週1回以上	<input type="checkbox"/> 2~3週間に1回位	<input type="checkbox"/> 月1回位	<input type="checkbox"/> 2~3カ月に1回位	
送金額(1回あたり)	<input type="checkbox"/> 10万円未満	<input checked="" type="checkbox"/> 100万円以下	<input type="checkbox"/> 500万円以下	<input type="checkbox"/> 1,000万円以下	<input checked="" type="checkbox"/> 1,000万円超
送金相手国	①()	②()	③()	④()	

【お金をお受け取りになる場合(被仕向送金)】

受取目的	<input type="checkbox"/> ご家族からの送金	<input type="checkbox"/> 配当金・利金等受取	<input type="checkbox"/> その他()		
受取頻度	<input type="checkbox"/> 週1回以上	<input type="checkbox"/> 2~3週間に1回位	<input type="checkbox"/> 月1回位	<input type="checkbox"/> 2~3カ月に1回位	
受取額(1回あたり)	<input type="checkbox"/> 10万円未満	<input checked="" type="checkbox"/> 100万円以下	<input type="checkbox"/> 500万円以下	<input type="checkbox"/> 1,000万円以下	<input checked="" type="checkbox"/> 1,000万円超
受取相手国	①()	②()	③()	④()	

※外国送金につきまして、本部担当部署もしくはお取引店 **外国送金を行っている個人事業主さまは、7の質問事項にもご記入をお願いします。**

7 個人事業主のお客さままで 外国送金等の外国為替取引を行っているお客さまは以下の設問にもお答えください。

【自社の業績】

直近の決算月	年	月	
海外売上	千円/年	海外仕入	千円/年

【外国送金の件数・金額】

外国仕向送金等、資金決済件数	件/年	外国仕向送金等、資金決済金額	千円/年
外国被仕向送金等、資金回収件数	件/年	外国被仕向送金等、資金回収金額	千円/年

【輸入取引(上位3先をご記入ください)】

【1】 輸入先名	所在地		
(業種)	(輸入商品)	(州・省・都市)	(国名)
(年間取引金額)	千円/年	(決済)送金()%、LC付()%、LC無()%、サイト()ヶ月	
【2】 輸入先名	所在地		
(業種)	(輸入商品)	(州・省・都市)	(国名)
(年間取引金額)	千円/年	(決済)送金()%、LC付()%、LC無()%、サイト()ヶ月	
【3】 輸入先名	所在地		
(業種)	(輸入商品)	(州・省・都市)	(国名)
(年間取引金額)	千円/年	(決済)送金()%、LC付()%、LC無()%、サイト()ヶ月	

【輸出取引(上位3先をご記入ください)】

【1】 輸出先名	所在地		
(業種)	(輸出商品)	(州・省・都市)	(国名)
(年間取引金額)	千円/年	(決済)送金()% 手形()% サイト()ヶ月	
【2】 輸出先名	所在地		
(業種)	(輸出商品)	(州・省・都市)	(国名)
(年間取引金額)	千円/年	(決済)送金()% 手形()% サイト()ヶ月	
【3】 輸出先名	所在地		
(業種)	(輸出商品)	(州・省・都市)	(国名)
(年間取引金額)	千円/年	(決済)送金()% 手形()% サイト()ヶ月	

【貿易外取引(配当金、コンサルティング、経費立替金、不動産・投資資金・特許料(上位3先をご記入ください))】

【1】 相手先	所在地		
(業種)	(輸出商品)	(州・省・都市)	(国名)
(年間取引金額)	千円/年	(決済)送金()% 手形()% サイト()ヶ月	
【2】 相手先	所在地		
(業種)	(輸出商品)	(州・省・都市)	(国名)
(年間取引金額)	千円/年	(決済)送金()% 手形()% サイト()ヶ月	
【3】 相手先	所在地		
(業種)	(輸出商品)	(州・省・都市)	(国名)
(年間取引金額)	千円/年	(決済)送金()% 手形()% サイト()ヶ月	

※外国とのお取引につきまして、本部担当部署やお取引店の担当者から追加のご質問をさせていただく場合がございます。
ご協力の程、何卒宜しくお願い致します。

よくあるご質問

Q 「銀行へのお届け内容等確認」を行う目的は?

A 近年、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策は国際社会の取組課題としてその重要性が高まっております。金融機関においては、お客さまの大切なご預金等を金融犯罪からお守りするため、すべてのお客さまに取引内容等を定期的に確認させていただいております。
お客さまには大変お手数をおかけいたしますが、何卒、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

Q 何年も取引をしている。

取引内容をみれば確認が不要ではないのですか?

A 長年のご愛顧誠にありがとうございます。
今回のご案内は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のためお客さま情報やお取引目的等を確認させていただくものです。
今後も定期的に確認を行ってまいります。お客さまにはお手数をおかけいたしますが、何卒、ご理解の程、お願い申し上げます。

ご参考 「銀行をご利用のお客さまへのお知らせ(全銀協・金融庁)」をご覧ください。

Q このDMは金融庁からの指示ですか?このような依頼をするのは八十二長野銀行だけではないのですか?

A 金融庁等の要請に基づいた対応となります。DM送付等の具体的な対応は、当行が実施しております。
他行に関する事項についてのお答えはいたしかねますが、金融庁からの要請は全ての金融機関に対し実施されているものと認識しております。

ご参考 「銀行をご利用のお客さまへのお知らせ(全銀協・金融庁)」をご覧ください。

Q 突然DMが届いたが、八十二長野銀行を騙った詐欺ではないのですか?事前の告知等はないのですか?

A 突然のご依頼となってしまいましたことに対し、お詫び申し上げます。
当行から郵送したものに間違いございません。なお、本件はすべてのお客さまを対象としており、順次ご依頼申し上げております。
また、当行ホームページにて本件についてご案内しております。

銀行をご利用のお客さまへのお知らせ

日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっております。銀行は、関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の手口に対応し、有効に防止することが出来るよう対策を進めております。

こうした中、金融庁は、2018年2月に、金融機関における実効的なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表しました。

これに基づき、お客さまとのお取引の内容、状況等に応じて、追加でのご確認など、次のような対応をさせていただく場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

お客様へのお願い事項

✓ 追加のご確認をさせていただくお取引や、確認方法、確認内容は銀行によって異なる場合があります。

✓ 追加のご確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合があります。

✓ 特定の国に居住・所在している方等とのお取引等をされる場合は、資産・収入の状況等を確認させていただくことがあります。その際に、従来とは異なる資料のご提示や質問へのご回答をお願いする場合があります。

✓ お客さまとのお取引の内容、状況等に応じて、過去にご確認させていただいた、お客さまの氏名・住所・生年月日や、お取引の目的等を、銀行の窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合や、各種書面等のご提示をお願いする場合があります。また、各種質問の内容やご依頼する各種書面等は、銀行によって異なる場合があります。

✓ 各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、ご回答の状況やお取引の内容に基づき、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおかれましても、ご回答の状況やお取引の内容および預金規定等に基づき、やむを得ずお取引を制限等させていただく場合があります。

✓ 詳しいことは、お取引銀行の窓口にお問い合わせください。また、本件に関し、お取引銀行の窓口へのお問い合わせ後もお尋ねしたいがありましたら、下記までお問い合わせください。

電話番号: 0570-017109 または 03-5252-3772

受付日: 月～金曜日 (祝日および銀行休業日を除く)
受付時間: 午前9時～午後5時

●全国銀行協会相談室
●金融庁 金融サービス利用者相談室

電話番号: 0570-016811 または 03-5251-6811
受付時間: 平日午前10時～午後5時

JBA 一般社団法人
JAPANESE BANKERS ASSOCIATION 全国銀行協会

金融庁
Financial Services Agency

銀行使用欄

精査印 係印

〔部店名〕